

平成26年度監査実施結果（確定給付企業年金）

企業年金数	監査実施数		指摘項目数
	書面監査	実地監査	
14,296	1,068	105	820

（注）企業年金数は、平成26年3月末日現在。

区分	主な指摘事項
加入者	加入者の資格取得・喪失については、規約に基づき適正に行うこと。
	加入すべき対象者を適確に把握し、規約に沿って速やかに加入させること。
	加入者原簿には、確定給付企業年金法施行規則第21条に規定されている事項を記載し、事業主の主たる事務所に備え付け置くこと。
	事業主は、その使用する者が基金の加入者の資格を取得又は喪失した時は、30日以内に必要事項を届け出ること。
代議員会	代議員会は、規約に基づき開催すること。
	代議員会の招集等に係る公告は、規約に基づいて実施すること。
	互選代議員の選出については、規程に基づき行うこと。また、規程がない場合は、規程を設けるなどにより民主的に、かつ、適正に行うこと。
	代議員会の代理出席は、規約に定めるところにより、選定代議員にあつては代議員会に出席する他の選定代議員によって、互選代議員にあつては代議員会に出席する他の互選代議員によって行うこと。
	代議員会の表決は、代議員会会議規程に基づき行うこと。
	代議員の任期は、法令で定める範囲内とすること。
	代議員会の運営については、規定を設けるなどにより円滑に運営が行われるよう措置すること。
理事会	役員を選出は、規程に基づき実施すること。
	理事会は、規約の規定に基づき開催すること。
	常務理事及び運用執行理事の選任に当たっては、理事会に付議し、理事会の同意を得て理事長が指名すること。
	理事長代理については、あらかじめ理事長が指定すること。
	理事長が専決処分を行ったときは、次の代議員会において報告し、その承認を求めること。
庶務・事務組織	理事長が就任又は退任したときは、遅延なく、その旨を届け出ること。
	規約の変更があったときは、認可後（届出後）に遅滞なく加入員へ周知すること。
	規約で引用している労働協約が変更されているにもかかわらず、規約が変更されていないため、整合を図ること。また、規約で引用する労働協約等は常に保管しておくこと。
	資産管理運用機関等が規約と相違しているため、実態に基づき規約を修正すること。

区分	主な指摘事項
	受付した文書は、受付印を押印し、規程に基づき受付簿を作成して、処理経過を適切に管理すること。
監事監査	監事は、毎事業年度当初、監査の実施計画を立て、これを理事長に通知すること
	監事は、「企業年金基金監事監査規程要綱」に基づき、すべての事項について適正に監査を実施すること
	監事は、監査の結果を文書をもって理事長に通知すること
	監事は、監督官庁からの許認可、承認書、通知書その他の文書の回付を受けること
財務及び会計	出納員が交代した場合は、引継書を作成する等、適正に引継ぎを行うこと
	契約をする場合には、規程に基づき契約書を作成するなど、必要な手続きを行うこと。
掛 金	未納掛金については、納付計画を提出のうえ解消を図ること。
	掛金額は、規約に定めるところにより算定した額とすること。
年金給付	事業主は、加入者が資格を喪失したときは、確定給付企業年金法施行令第50条の4及び同法施行規則第89条の5の規定に基づき、脱退一時金相当額の移換の申出の期限その他移換に関して必要な事項について説明すること。
	給付の裁定請求に当たっては、確定給付企業年金法施行規則第33条の規定に基づき、請求書類に生年月日に関する市区町村長の証明書又は戸籍の抄本その他生年月日を証する書類を添付させること。
	高齢給付金を一時金として支給する場合は、受給権者選択により行われた旨を明確にしておくこと。
	給付の裁定は、その権利を有する者からの請求に基づいて行うこと。また、受給権の裁定その他給付に関する処分をしたときは、速やかに、その内容を請求者に通知すること。
	遺族給付金の裁定請求書には、死亡した給付対象者と請求者との身分関係を明らかにすることができる書類を添付させること。
	給付の額は、規約で定めるところにより算定した額とすること。
資産運用	積立金の運用に関する基本方針を作成し、当該基本方針に沿って運用すること
	確定給付企業年金法施行令第45条及び同法施行規則第83条の規定に基づき、運用の基本方針を作成し、当該基本方針に沿って運用すること
個人情報保護	企業年金等に関する個人情報の取扱いについては、個人データ管理責任者を明確に選任すること
	業務を外部委託するときは、個人情報の保護について十分な措置を講じている者を委託先として選定するための基準を設けること
	個人データ管理責任者、取扱従事者に対し、必要な教育及び研修を行うこと。
情報開示	確定給付企業年金の業務概況については、確定給付企業年金法第73条及び同法施行規則第87条に基づき、毎事業年度に1回以上規約に規定の方法により加入者に周知すること